



【町章】

美しい海に突き出した日本一細長い佐田岬半島を中心にデザインし、それを取り巻くように、伊方町の「i」の英字をエネルギーと波にして躍動感と明るい未来への広がりを表しています。



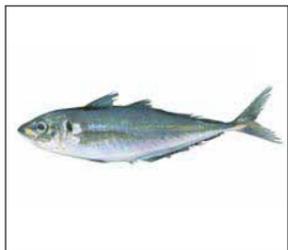
【町の木／ウバメガシ】

町内全域に自生し、じっくりと力強く大地を抱きかかえて育ち、最も堅い材となります。伸びゆく伊方町にふさわしい木です。



【町の花／つわぶき】

町内全域に自生し、黄色の花は素朴で人情味あふれる住みよい伊方町を象徴するにふさわしい花です。



【町の魚／あじ】

伊予灘と宇和海一帯で捕れる魚で、身近でなじみが深く、活きが良く、元気いっぱいの伊方町にふさわしい魚です。

伊方町第2次総合計画後期基本計画 -ダイジェスト版-

■発行／愛媛県伊方町

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
TEL 0894-38-0211 FAX 0894-38-1373

■発行日／令和3年3月

<https://www.town.ikata.ehime.jp/>

伊方町第2次総合計画 後期基本計画

——ダイジェスト版——

よろこびの風薫るまち 伊方

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

愛媛県伊方町

ごあいさつ



本町では、平成27年度に「伊方町第2次総合計画」を策定し、佐田岬半島の自然や風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうろく）の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝き、訪れた人が元気に輝くまちを目指し、“輝く人々・豊かな自然、よろこびの風薫るまち伊方”をまちの将来像に掲げその施策を推進してまいりました。

また、併せて平成17年4月1日の3町合併以降、人口減少・少子高齢化が予想以上に進み、その課題に立ち向かい地方創生の取組を加速化させるため、本町の重点施策の推進を示す、第2期伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に策定し、総合計画における重要課題に対応する基本目標を定めて取組をスタートさせました。

その一方、めまぐるしく変化する社会情勢をとらえ、人口減少・少子化・高齢化への対応はもとより、西日本の豪雨災害の頻発、南海トラフ地震への対策、新型コロナウイルス感染拡大防止に的確に対応しつつ、高齢者福祉、産業の活性化、観光・交流の促進等にスピード感を持って対応しなければなりません。

後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画の成果と課題を考察するため、町民の皆様アンケート調査を行い、施策の満足度を計るとともに、今後の施策の重要度を把握しました。

そして、未来を担う中学生・高校生に参加いただき、地域の住民とともに、伊方のみらいづくりを語り合い、ずっと住みたい伊方町のまちづくりの施策をまとめるワークショップを実施することで、これからの10年、20年後の伊方町を担っていただけるひとづくりを念頭に置き、“未来への責任”を果たすべく、しっかりと施策の見直しを行いました。

今回、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、着実に計画を実現する素地をつくることで、伊方町に生まれ育ち、住んでよかったと実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、お力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたりご協力をいただきました関係各位に心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

伊方町長 高門 清彦

基本構想 (平成28(2016)～令和7(2025)年度)

伊方町まちの将来像

伊方町は、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうろく）の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指します。

輝く人々・豊かな自然

よろこびの風薫るまち 伊方

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

計画の期間

基本構想の期間は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間です。後期基本計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。大幅な社会情勢の変化や国の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。

SDGs

後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、SDGsの理解と、住民及び事業者との連携を深め、総合計画・地方創生・SDGsを一体的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



施策体系

基本目標

推進施策

基本目標 1 保健・医療・福祉

絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

- 1-1 健康増進活動の推進
- 1-2 医療体制の充実
- 1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実
- 1-4 高齢者福祉の充実
- 1-5 障がい者福祉の充実
- 1-6 地域福祉の充実

基本目標 2 社会基盤

生活基盤が整った、快適なまちづくり

- 2-1 生活環境の充実
- 2-2 道路・河川の整備、交通環境の充実
- 2-3 上・下水道の整備
- 2-4 港湾・漁港機能の充実

基本目標 3 防災・減災

災害に強い、安心安全なまちづくり

- 3-1 消防・防災体制の充実
- 3-2 交通安全・防犯体制の充実

基本目標 4 移住・定住

定住の希望を叶える、住みよいまちづくり

- 4-1 住環境の充実
- 4-2 U・I・Jターン移住促進

基本目標 5 産業・観光

農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

- 5-1 農業の振興
- 5-2 水産業の振興
- 5-3 観光・商工業の振興

基本目標 6 教育・スポーツ・文化

「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり

- 6-1 学校教育の充実
- 6-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化
- 6-3 伝統・文化の継承と発展

基本目標 7 住民協働・行財政

信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

- 7-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進
- 7-2 地域間交流・国際交流の推進
- 7-3 協働のまちづくりの推進

SDGs



基本目標

保健・医療・福祉

絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

● 施策方針

保健・医療・福祉を推進する基盤として、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現へ向けた取り組みを進めていきます。

● 推進施策

1-1 健康増進活動の推進

生活習慣病予防が健康に関する重要課題であることから、若いうちからの栄養バランスのとれた食生活などの普及を図ります。また、高齢者世帯の増加を踏まえて、毎日の食事を楽しむことや口腔ケアの定着をめざします。

1-2 医療体制の充実

診療所間で連携することで在宅医療などの積極的な推進を図り、患者ニーズに対応した医療の提供及び診療所経営の安定化を図ります。また、安定的な医師の確保と身近な診療所での質の高い安心・安全な医療の提供に努めます。

1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実

少子化が進む中、町内で、子どもを産み、安心して育てていける環境づくりのための子育て支援の充実が求められています。

1-4 高齢者福祉の充実

高齢化が進み、限界集落もみられる本町では、健康を維持し、生きがいを持って、誰もが安心して地域で暮らしていけるまちづくりに努めます。

1-5 障がい者福祉の充実

障がい者の生活の自立に向けて、支援が必要な対象者が通所できるよう、関係者と連携し支援を継続し、総合窓口の設置、経済支援の継続を進めていきます。

1-6 地域福祉の充実

保健・医療・福祉関係機関の連携強化を図り、また高齢者、障がい者、児童等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点を整備していきます。生活困窮者へも積極的な支援に努めます。



社会基盤

生活基盤が整った、快適なまちづくり

● 施策方針

快適な暮らしを支える基盤であり、産業の振興に大きく寄与する社会インフラ（社会基盤）への効率的な事業体制を構築し、環境整備を進めます。また、「現在及び将来の町民にとって良好な環境の確保」を目的とする環境基本条例の浸透を図ると同時に、自然と暮らす“真の豊かさ”を実感できる定住環境を目指します。

● 推進施策

2-1 生活環境の充実

可燃ごみの減少とCO₂の排出抑制、中間処理の効率化と再資源化を図っています。一般廃棄物最終処分場の整備を進める一方、資源循環型社会の実現に向けて、引き続きごみの減量化や資源ごみのリサイクルに取り組みます。

2-2 道路・河川の整備、交通環境の充実

地域住民の利便性の向上を図るため、また長期的な交通の安全と安心を図るために主要な道路の整備や橋梁の修繕を実施し、公共施設・社会インフラの老朽化に伴う維持管理・更新を計画的に実施します。

2-3 上・下水道の整備

管路の耐震化工事を進め、下水道のライフサイクルコストの削減や計画的な維持・修繕を継続するなど、定住環境に不可欠な上・下水道整備、適切な生活雑排水処理に向けて、引き続き、計画的な整備と設備の更新に努めます。

2-4 港湾・漁港機能の充実

港湾施設のライフサイクルコストの削減や計画的な維持・修繕を継続します。三崎港については、観光・交通・物流・産業等の場として、地域に望ましい体系的なネットワークの形成を図り、港湾機能がフルに発揮できるよう整備を進めていきます。



伊方浄化センター



漁港



防災・減災

災害に強い、安心安全なまちづくり

● 施策方針

日頃から町民同士の支えあいを基盤とする防災・減災対策を進めるとともに、危機管理体制の強化などにより、災害に強く、安心して暮らすことのできる定住環境を目指します。また、自主防災活動の支援を進め、避難体制の強化に重点をおいて推進します。交通安全、防犯にも継続して取り組みます。

● 推進施策

3-1 消防・防災体制の充実

広域消防体制の整備を進め、原子力防災対策の強化、広域避難を円滑に行うための体制強化を図ります。また、日頃から地域と一体となった防災活動の取り組みを行い、災害時の減災対策を地域と連携して推進します。

3-2 交通安全・防犯体制の充実

生活の安全確保、また被害を未然に防ぐ防犯や事故防止対策のため、町民、地域、関係機関との一層の連携を進めます。消費者問題に対しても、適切・迅速に救済する体制を構築し、被害の未然防止・拡大防止を図ります。



原子力防災訓練



ヘリポート



定住の希望を叶える、住みよいまちづくり

● 施策方針

社会インフラ整備は、快適な暮らしの実現に向けて計画的に推進するとともに、より暮らしやすい定住環境を目指します。公営住宅の計画的な改修や住宅供給の拡充を通じて住環境を整え、移住を実現する受け入れ体制の構築により、転入、移住、定住を実現できる環境づくりを推進します。

● 推進施策

4-1 住環境の充実

地域巡回バスの利便性向上を図り、定住環境としての生活道路網の整備と交通機関の充実を推進します。良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制につながる空き家対策にも取り組みます。

4-2 U・I・J ターン移住促進

U・I・J ターン向けに体験住宅や体験メニューの整備を進め、住宅用地の確保、公営住宅の改修、空き家を活用した民間住宅の確保など、住宅政策を計画的に進めます。地域おこし協力隊の取組、まちづくり人材育成塾の開設にも取り組みます。



地域おこし協力隊



地域おこし協力隊



地域おこし協力隊

農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

● 施策方針

銘柄産地育成（ブランド化）による農業の活性化、アワビ種苗の生産・放流による「つくり育てる漁業」の推進等、産業の活性化と雇用拡大を進めます。農・漁・商工・観光が一体となって、産業同士の相乗効果による地域産業全体の成長と安定化を実現し、事業環境の創出を図ります。

● 推進施策

5-1 農業の振興

後継者の育成と農業経営の集団化（法人化）による生産体制の強化を図り、農地の減少をくい止める優良園地の維持と農産物の高付加価値化を進めます。また、新規就業にかかる支援制度の周知や農業の魅力発信にも努めます。

5-2 水産業の振興

年間漁獲量の減少を補う加工品開発と販路拡大への取り組みを行い、後継者育成とつくり育てる漁業の一層の推進を図ります。また、新規就業にかかる支援制度の周知や漁業の魅力発信にも努めます。

5-3 観光・商工業の振興

人口減少と高齢化による町内の労働人口の減少や地域購買力の低下を補うためにも、築き上げた連携体制や拠点を活かし、体験型観光（ツーリズム）を軸に観光・交流人口の拡大と町の知名度アップを図ります。



佐田岬灯台



佐田岬はなはな



サイクリング佐田岬



教育・スポーツ・文化

「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり

● 施策方針

家庭教育を重視し、家庭・地域と一緒に次代を担う人材（人財）の育成を図り、「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校教育を通じて、郷土をより深く愛する心を育成する教育に取り組みます。また、心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、地域の新しい文化創造につなげる環境づくりを推進します。

● 推進施策

6-1 学校教育の充実

Society5.0 社会に対応する力をつける教育を進め、家庭・学校・地域との一層の連携によってより良い教育環境の創出を図ります。また、教育活動指導員の設置については継続して人財確保に努めるとともに、学校と地域の連携の強化を推進します。

6-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図り、生涯学習推進大会等の充実を進めます。また、生涯スポーツを通じて活性化に努め、「社会教育の機関」であり「郷土振興のための機関」である公民館を通じて、魅力あるまちづくりに取り組みます。

6-3 伝統・文化の継承と発展

地域の歴史や文化を身近に感じられるよう広報を行い、文化継承の意欲を高めていきます。また、町の文化財を遅延なく着実に保存活用していくためにも、専門的人財の確保・補充に努めます。



オンライン授業



佐田岬マラソン



住民協働・行財政

信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

● 施策方針

すべての町民が正しい人権意識を備えられるよう、国籍や性別などを超えて男女共同参画、国際交流・地域間交流、地域活動を推進します。また、自治組織の充実と地域活動の活性化を図り、地域で支えあう力を基盤とする協働のまちづくりを推進します。財源確保に不断の努力を払い、「現在及び将来の町民」の行財政運営を推進します。

● 推進施策

7-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

地区別人権・同和教育懇談会、また研修会や学習活動への支援を通して、あらゆる差別問題解消のための啓発を図ります。男女共同参画社会の実現を目指して、啓発活動や審議会等における女性の積極的な登用等を推進します。

7-2 地域間交流・国際交流の推進

青少年の交流事業などを通じて、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力ある人材（人財）を育成します。海外との交流への支援により、町民の国際感覚の養成にも努めます。

7-3 協働のまちづくりの推進

様々な地域活動の拡充、町内外との交流活動の活性化、地域意見の反映などに一層取り組み、町民の町政参画や地域活動への意欲の維持・向上を図り、地域の力を活かす協働体制の強化を推進します。



人権パレード



国際交流